

いどうしえんじぎょう  
【移動支援事業】

じゅうようじ こうせつめいしょ  
重要事項説明書

とくていひえいりかつどうほうじん  
特定非営利活動法人ふれあいぽっぽ

ほんじゅうよう じこう せつめいしょ どうじぎょうしょ さーびす りょうけいやく ていけつ きぼう かた たい  
**本重要事項説明書**は、**当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方**に対して、  
 しゃかいふくしほうだい76じょう きてい もと どうじぎょうしょ がいよう ていきよう ないよう けいやくじょう ちゅうい  
**社会福祉法第76条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意**  
 いただきたいことを説明するものです。

## 1. 事業者の概要

めいしゅう 名称	とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人ふれあいぽっぽ
ほうじんしゅべつ 法人種別	とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人
ほうじんしよざいち 法人所在地	おおさかふいばらきしかみほづみにちようめ1-10 大阪府茨木市上穂積二丁目1-10
でんわばんごう 電話番号	072-627-8903 072-627-8903
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちよう おおたに ともこ 理事長 大谷 知子

## 2. 事業所の概要

じぎょうしょ めいしゅう 事業所の名称	とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人ふれあいぽっぽ
じぎょうしょ しよざいち 事業所の所在地	おおさかふいばらきしかみほづみにちようめ1-10 大阪府茨木市上穂積二丁目1-10
じぎょうしょ でんわばんごう 事業所の電話番号	072-627-8903 072-627-8903
ていきようちいき サービス提供地域	いばらきし ほか 茨木市、他
しゅ たいしゅうしゃ 主たる対象者	ちてきしょうがいしゃ しかくしょうがいしゃ ぜんしんしょうがいしゃ せいしんしょうがいしゃ しょうがいじ 知的障害者・視覚障害者・全身障害者・精神障害者・障害児
ていきよう サービス提供 ようび じかん 曜日・時間	げつようび にちようび じ じ きぼう じかながい かのう ばあい 月曜日～日曜日 9時～17時(希望により時間外も可能の場合あり)
じぎょうしょばんごう 事業所番号	2764240138
とうろくねんがつび 登録年月日	へいせい ねん がつ にち 平成18年10月1日
うんえいほうしん 運営方針	す ちいき あんしん く ひと しゃいかいかつどう さんか 住みなれた地域で安心して暮らし、その人らしく社会活動の参加や がいしゅつ でき しえん 外出が出来るように支援をする
じぎょうしょ おこなって 事業所が行っている ほか ぎょうむ 他の業務	きょうどうせいかつえんじよじぎょう 共同生活援助事業

じぎょうしょ しよくいんたいせい  
3. 事業所の職員体制

しよくしゆ 職種	じょうきん にん 常勤(人)	ひじょうきん にん 非常勤(人)	ごうけいいんずう 合計員数 じょうきんかんさん (常勤換算)	しかくなど 資格等
かんりしや 管理者	1			がいでへるばー ガイドヘルパー ちてき こうどうえんご (知的・行動援護)
さーびす ていきょうせきにんしや サービス提供責任者	1			かいごふくしし 介護福祉士
さーびす ていきょうしよくいん サービス提供職員		24	2.5	ヘルパー2級 ガイドヘルパー

さーびす ないよう  
4. サービスの内容

1 いどうしえん  
① 移動支援

しやかいせいかつじょうひつようふ かけつがいしゆつ 社会生活上必要不可欠外出	しやくしよなど こうきょうきかん ほか 市役所等の公共機関、他
た がいしゆつ その他の外出	よか たのしむがいしゆつ 余暇を楽しむ外出

2 た  
② その他のサービス

かいごなど そうだん 介護等の相談	たしせつ りようなど そうだん 他施設の利用等の相談
----------------------	-------------------------------

りようりょうきん  
5. 利用料金

いどうしえんしきゆうたいしやう りようしやふたながく  
(1) 移動支援支給対象サービス利用者負担額

ていきょう いどうしえん ひよう 1わり じゆきゆうしやしよ きさい じょうげんがく  
提供した移動支援サービスの費用の1割(ただし、受給者証に記載された上限額の  
はんいがない りようきん  
範囲内)の料金をいただきます。

じぎょうしや りようしや し じゆりよう ひよう がく りようしや つうち  
事業者が利用者に代わり市から受領した費用の額については、利用者に通知します。

た りようきん  
(2) その他の料金

こうつうひ 交通費	りようしやぶん 利用者分およびヘルパー分	じっぴそうとうがく 実費相当額
えいがかんなど 映画館等の にゆうじようりよう 入場料	りようしやぶん 利用者分およびヘルパー分	じっぴそうとうがく 実費相当額

こうつうひ  
(3) 交通費

つうじょう ていきょうちいき こ おこな よう こうつうひ こうきょうこうつうきかん  
通常のサービス提供地域を越えて行うサービスに要する交通費は、公共交通機関を  
りよう ばあい じっぴ  
利用した場合は、その実費をいただきます。

りよう ちゆうし へんこう ついか  
(4) 利用の中止、変更、追加

りようよていび まえ りようしや つごう りよう ちゆうしまた へんこう  
① 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することが

できます。この場合にはサービスの実施日の前日15時00分までに事業者に申し出てく  
ださい。

- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、  
取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の  
体調不良等やむをえない場合に限り取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用料相当額

## (5) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月10日までに請求しますので、20日  
までにお支払いください。

支払いは、現金または振込みでお願いします。

## 6. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

① 移動支援の支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話  
等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明しま  
す。

② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、移動支援計画を作成して、サービスの  
提供を開始します。契約の有効期間は受給者証記載の支給期間と同じです。

③ 移動支援の提供にあたっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の  
状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を  
把握させていただきます。

### (2) サービスの終了

① 利用者が当事業者に対し10日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この  
契約を解除することができます。ただし利用者の病変、急な入院などやむを得ない  
事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、  
利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事

ぎょうしゃ はさん ばあい りょうしゃ ぶんしょ つうち ただ けいやく かいじょ  
業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除する  
ことができます。

③ りょうしゃ さーび すりょうりょうきん しはら かげつじょうちえん りょうきん しはら さいこく  
利用者がサービス利用料金の支払いを3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告した  
にもかかわらず、10日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事  
業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った  
場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を  
終了させていただきます。

④ とうじぎょうしょ へいさ しゆくしょう ばあい え じじょう ばあい けいやく  
当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を  
かいじょ ていきょう しゅうりょう  
解除し、サービス提供を終了させていただきます。この場合、契約を解除  
する日の30日前までに文書で通知します。

### (3) 契約の自動終了

つぎ ばあい れんらく けいやく じどうてき しゅうりょう  
次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① いどうしえん しきゆうきかん しゅうりょう そのごしきゆうけつてい ばあい しょてい きかん けいか  
移動支援の支給期間が終了し、その後支給決定がない場合(所定の期間の経過  
をもって終了します。)
- ② りょうしゃ な ばあい  
利用者が亡くなった場合

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 利用決定通知書の確認

じゅうしょ およ りょうりょうじょうげんがく けつていつうちしょ きさいないよう へんこう ばあい すみ  
「住所」及び「利用料上限額」など「決定通知書」の記載内容に変更があった場合は速やか  
に従業者にお知らせください。また、担当従業者が「決定通知書」の確認をさせていた  
く場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

### (2) 従業者の禁止行為

じゅうぎょうしゃ きんしこうい  
従業者はサービスの提供にあたって次に規定する行為等はいりません。

#### ① 医療行為

りょうしゃまた かぞく きんせん よちよきんつうちょう しょうしょ しょうい あずか  
② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

りょうしゃまた かぞく きんせん ぶつびん いんしょく じゅじゅ  
③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

りょうしゃ はいぐうしゃまた 2しんとういなきい しんぞく いんぞく ふくむ  
④ 利用者の配偶者又は2親等以内の親族(姻族を含む)によるサービス

しんたいこうそく た りょうしゃ こうどう せいげん こうい  
⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

りようしゃまた だいさんしゃなど せいめい しんたい ほご きんきゆう え ばあい のぞく  
 (利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

6 しゃかいつうねんじょうてきとう がいしゅつ  
 ⑥社会通念上適当でない外出

7 ぜんかくごう さだ つうねん ちようき わた がいしゅつ  
 ⑦前各号の定めのほか、通年かつ長期に渡る外出

## 8. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の様態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な

処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかに

ご連絡します。

【主治医】

いりようきかんめい 医療機関名	
じゅうしょ 住所	
でんわばんごう 電話番号	
しゅじいしめい 主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

しめい 氏名	
じゅうしょ 住所	
でんわばんごう 電話番号	
ぞくがら 続柄	

## 9. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

(保険会社名) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

(保険名) 総合賠償責任

(補償の概要) 怪我等の保障

ぎやくたい ぼうし  
10. 虐待の防止について

じぎょうしゃ りょうしゃなど じんけん ようご ぎやくたい ぼうしなど しょうがいしゃ こ しせつ  
事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者(児)施設における  
ぎやくたい ぼうし へいせい ねん がつ20にちさわはつだい 1020001 ごう こうせいろうどうしょうしゃかいえんごきよく  
虐待の防止について」(平成17年10月20日障発第1020001号厚生労働省社会援護局  
しょうがいほけんふくしぶちょうつうち じゅん とりあつか かしき たいさく こうじ  
障害保健福祉部長通知)に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

ぎやくたいぼうし かんするせきにんしゃ 虐待防止に関する責任者	かんりしや よしかわ りか 管理者 吉川 里佳
------------------------------------	----------------------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。

- ③ 苦情解決体制を整備しています。

- ④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

こじんじょうほう ほご  
11. 個人情報保護について

じぎょうしゃ ぎょうむじょうし え りょうしゃとうおよ かぞく こじんじょうほう こじん  
事業者は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人  
じょうほう ほご かんするほうりつ へいせい ねんほうりつだい 57 ごう たかんけいほうれいなど じゅんしゆ  
情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守するとともに、  
かしき と あつか  
下記の取り扱いをします。

- ① 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとします。

- ② 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、  
職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の  
ないよう  
内容とします。

- ③ 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する  
じょうほう ていきょう さい ぶんしよ りょうしゃとうおよ かぞく どうい え  
情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るもの  
とします。

けいやく かん くじょう そうだんまどぐち どうじぎょうしよ りょうそうだん くじょうまどぐち  
12. この契約に関する苦情・相談窓口 当事業所ご利用相談・苦情窓口

たんとうしや 担当者	よしかわ りか 吉川 里佳
でんわばんごう 電話番号	072-627-8903
うけつけじかん 受付時間	じ じ 10時～17時

とうじぎょうしよがい しやくしよ まどぐち う つけ  
 ○当事業所以外に、市役所の窓口でも受け付けています。

いばらきしやくしよ 茨木市役所	しよざいち 所在地	おおさかふいばらきえきまえさんちようめ ばん ご ういばらきしやくしよみなみかん 大阪府茨木市駅前3丁目8番 13号茨木市役所南 館
けんこうふくしよ 健康福祉部	でんわ 電話・FAX	でんわ (電話)072-620-1636 (FAX)072-627-1692
しやうがいふくしか 障害福祉課	うけつけじかん 受付時間	げつようび きんようび じ 月曜日から金曜日 9時から 17時

うんえいてきせいはいんかい  
 ○運営適正化委員会

うんえいてきせいはいんかい 運営適正化委員会	しよざいち 所在地	おおさかしちゆうおうくたにちよう ちようめ ばん 15 ごう おおさかふしやかいふくしかいかん かい 大阪府中央区谷町7丁目4番 15号 大阪府社会福祉会館2階
	でんわ 電話・FAX	せんようでんわ (専用電話)06-6191-3130 (FAX)06-6191-5660
	うけつけじかん 受付時間	げつようび きんようび じ 月曜日から金曜日 10時から 16時

いどうしえんじぎょうりよう りようしや たい けいやくしよおよ ほんしよめん もと じゅうようじこう  
 移動支援事業利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項  
 の説明を行いました。

じゅうようじこうせつめいしよ せつめいねんがつび れいわ ねん がつ にち  
 この重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

じぎょうしや 事業者	しよざいち 所在地	おおさかふいばらきかみほづみにちようめ 大阪府茨木市上穂積二丁目1-10
	ほうじんめい 法人名	とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 ふれあいぽっぽ
	だいひょうしやめい 代表者名	りじちよう おおたに ともこ 理事長 大谷 知子 印
	じぎょうしよめい 事業所名	とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 ふれあいぽっぽ
	せつめいしやしめい 説明者氏名	印

じょうきないよう せつめい じぎょうしや たしか う  
 上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

りようしや 利用者	じゅう しょ 住所	
	し めい 氏名	印
だいにん 代理人	じゅう しょ 住所	
	し めい 氏名	印

